

令和5年

9月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



北海道・秋の草花

令和5年9月の税務と提出期限

- ① 令和5年9月11日・・・令和5年8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 令和5年10月2日・・・令和5年7月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）

今月の気になった新聞記事

- 1) **現実味を帯びる「退職金控除額」見直し**・・・政府は早ければ2024年度税制改正に盛り込みたいとの趣旨発言を行っている。原因の1つは、先進国では「退職金制度を設けていないところが一般的」また序列や終身雇用制度を前提にした日本型雇用慣行の1つで労働市場の移動の円滑化を阻害している。と
- 2) **耕作継続農地上の太陽光パネル設置で固定資産税の地目は**・・・政府は、地方財政審議会で「農地（田及び畑）」の地目について説明した。現況地目は、基本は、「雑種地」となるが、例外的に工作が行われている農地の上に太陽光パネルが設置されている場合は、地目は農地のままということになる。
- 3) **国税滞納額3年連続増加**・・・国税庁は、2020年度末の所得税や消費税、法人税などの国税の滞納残高が8949億円だったと発表した。前年より1%増え、3年連続増加した。SNSを活用した納期限の周知など滞納の未然防止に取り組んでいる。滞納残高のピークは1998年度の2兆8149億円。

外注費と給与の区分についておさらい

働き方改革により、色々な形で働く人が増えています。会社は、今までの「雇用契約」ではなく、フリーランスの人に仕事を発注して外注費を支払う業務委託。従業員に給与を払うのと、外注や業務委託で外部の人に仕事を依頼するのでは、税務上の取り扱いが違うので再確認してください。

1. 消費税

- (1) 給与として支払った時・・・消費税は含まれない。
- (2) 外注費として支払った時・・・課税の対象として、消費税の仕入税額控除ができる。



2. 源泉所得税

- (1) 給与として支払った時・・・給与から源泉所得税を差し引き、支給した月の翌月 10 日迄源泉所得税を税務署に納付。
- (2) 外注費として支払った時・・・源泉徴収義務はありません。

3. 社会保険料

- (1) 給与として支払った時・・・社会保険の適用事業所である会社に勤務している人は、社会保険に加入し、会社と個人で折半して社会保険料を負担します。
- (2) 外注費として支払った時・・・外注費を支払う相手は、個人事業主なので、会社の負担はありません。

4. 給与なのか、外注費なのか、判断基準

個人事業主から見て給与所得なのか事業所得なのかの最高裁の裁判事例

- (1) 会社と個人事業主との関係（**従属性**）で以下に該当すれば「給与」、該当しなければ「外注費」
 - ①、仕事をするのに、会社側から「指揮監督」を受け個人の考えで働くことができない。
 - ②、仕事の場所、場所の指定に拘束されている。（例：必ず会社に出勤しなければならない）
 - ③、仕事を他人に代行させることができない。
 - ④、副業ができずに、事実上の専属契約になっている。
 - ⑤、成果にかかわらずに労働時間の長さ（残業など）により対価が増える。
- (2) 会社と個人事業主との関係（**独立性**）で以下に該当すれば「外注費」、該当しなければ「給与」
 - ①、仕事の材料や作業道具、仕事場への移動手段を個人事業主が独自で行う
 - ②、仕事のミスをした場合の損失は、個人事業主自身で負担する
 - ③、労働の対価が出来高制（仕事時間ではない）である。
 - ④、判断対象の仕事と同じ内容の仕事、自身の店舗や事業所で別途行っているか

5. 総合的な判断

労働提供の対価が「給与」なのか「外注費」なのかは、上記の要素を個々の事案に当てはめてその状況に応じて総合的に判断することになります。

なお、たとえ「外注の契約書」を結んでしたとしても、実質的に「仕事の内容が雇用にあたる」となれば、労務の対価は「給与」と判断されます。そうすると、源泉所得税の計算不足とされ、消費税の申告書も誤ったものになります。今後、働き方改革により、従来の枠組みから外れた労働形態が出てくると考えられます。テレワークや副業の労働形態に「従属性」基準は軽く「独立性」基準が重視されることになるでしょう。

その工事は、「修繕費」それとも「資産計上？」

1. 資本的支出（法人税基本通達 7-8-1）

法人が、所有する建物等の修理、改良のために支出した金額のうちその建物等の価値を高め耐久性を増すことになると認められる部分に対応する金額が資本的支出となり、資産計上が必要です。

原則として以下に該当する金額は資産計上

- (1) 建物の避難階段の取り付け等物理的に負荷した部分にかかる費用の額
- (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- (3) 機械の部分品を特に性能の高いものに取り替えた通常に要する額を超えた場合の超えた部分の金額



2. 修繕費に含まれる費用（法人税基本通達 7-8-2）

法人が、所有する建物等の修理、改良のために支出した金額のうちその建物等の通常の維持管理のため又は壊れた建物の原状を回復する場合にはそのための金額が「修繕費」となる

（原状回復前と修理後の写真の保存が大事です。）

3. 少額または周期の短い費用（法人税基本通達 7-8-3）

建物等の修理改良に要した金額が下記に該当するときは「修繕費」として損金経理することができる。

- (1) 建物等の修理、改良のために要した費用の額が 20 万円に満たない場合
- (2) 建物等の修理、改良がおおむね 3 年以内の期間を周期として行われることが既往の実績からみて明らかかな場合

4. 形式基準による修繕費の判定（法人税基本通達 7-8-4）

法人が、所有する建物等の修理、改良のために支出した費用の額のうち、資本的支出か修繕費であるか明らかでない金額がある場合に以下に該当する場合には修繕費とすることができる。

- (1) その金額が 60 万円に満たない場合
- (2) その金額が、その固定資産の前期末の取得価額のおおむね 10%相当額以下である場合。

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1) 従業員の奨学金の一部を、会社が負担した場合は非課税

給付奨学金は、「学資に充てるために給付する金品については所得税を課さない」（所法 9①十五）
会社が返還支援する「貸与奨学金」のうち、人材確保の目的で会社が代わりに負担してくれる場合、学資に充てるために給付される金品で、通常の給与に加算して受け取るものについては所得税を課さない。この規定は役員には該当しない。

2) 従業員への通勤手当、インボイス後は控除不可？

インボイス制度がスタートすると、帳簿とインボイスの保存が仕入れ税額控除の要件になりますが、3万円未満の交通費や電車の切符、古物の購入、従業員に支給する通勤手当、請求書の交付を受けない取引については、帳簿の保存だけで仕入れ税額控除が認められます。

3) 国税への不服申し立て、納税者の主張が認められるのはわずか 5%

税務署や国税局による追徴課税の処分に不満がある時、納税者は意義を申し立て、処分の取り消しや変更を求めることができる。しかし 1 度下された処分が納税者に有利になるケースは極めてまれです。